

## 茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例の一部改正（素案）の考え方

### 1 改正の背景と趣旨

本市では、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、平成27年11月25日に茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例（以下「市条例」といいます。）を施行し、支援相談窓口の設置、見舞金の支給、日常生活支援や関係機関との連携を行うなど、犯罪被害者やその御家族、御遺族（以下「犯罪被害者等」といいます。）の支援に取り組んできました。

一方で、市条例施行後、犯罪被害者等の周囲の人々による無理解な言動や配慮のない対応、また報道やインターネット上の情報拡散により、犯罪被害者等が精神的な苦痛や身体の不調を受けたり、平穏な生活を侵害されたりする「二次被害」が注目されるようになりました。

本市の被害者支援自助グループによる相談窓口においても、周囲の心ない言動により傷ついた、というような二次被害に係る相談が寄せられています。

また、被害に遭ったものの勤務先が理解してくれず仕事を辞めるよう仕向けられたことや通院や裁判手続による休暇取得を勤務先に理解されないことについての相談も同様に寄せられています。

本市でも市条例を施行して約10年が経過し、この間、上記のように犯罪被害者等を取り巻く環境や支援のニーズが変化してきていることから、市条例の一部を改正するものです。

### 2 主な改正内容

#### 2-1 二次被害に関する定義等を新たに加えます。

二次被害についての定義規定を設け、基本理念において二次被害を防止する姿勢を明確にするとともに、市民の責務等の規定を整備します。

##### (1) 定義

条例で用いる用語について定義を定めていますが、新たに「二次被害」を追加するものです。

##### 二次被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等の置かれている状況についての無理解による言動、配慮に欠ける対応、誹謗中傷等によって犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛や身体の不調、生活の平穏の侵害その他の被害を指します。

## (2) 基本理念

犯罪被害者等は、被害直後から身体的、精神的な苦痛だけでなく、日常生活を送ることが困難な状況になるなど、様々な不利益を被ることがあります。犯罪被害者等が再び平穏な日常生活を取り戻せるよう、犯罪被害者等支援を二次被害の発生防止に十分配慮しながら実施することが求められています。

既に現在の市条例の基本理念において「犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行われなければならない。」と規定されており、二次被害の発生防止に配慮することが、その規定内容に含まれています。そのため、犯罪被害者等の相談を受ける際には、犯罪被害者等の心情に配慮した傾聴の姿勢で対応することを徹底するとともに、聞き取りの時間や回数、また相談員の性別等、犯罪被害者等の負担を考慮し対応していますが、本市の犯罪被害者等に対する支援の姿勢を明確にするため、二次被害の発生の防止について配慮することを明文化することとします。

なお、二次被害の発生防止の取組に係る市民の責務については次項に、事業者の責務については2-2に記載します。

## (3) 市民の責務

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すためには、地域の人々の協力が不可欠です。犯罪被害者等は犯罪等による直接的な被害だけでなく、周囲の無理解による言動、配慮に欠ける対応等によって二次被害を受けることがあります。

そのため、市民の責務に、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めることを新たに盛り込むこととします。

なお、「二次被害を生じさせることのないような配慮」の具体例としては、

- ・犯罪被害者等の情報をむやみに拡散しないこと。
- ・特に犯罪被害者等の周囲の市民は、犯罪被害者等の立場や心情を理解し、寄り添い思いやりを持って接すること。

という配慮が挙げられます。

## (4) 市民への啓発活動等

犯罪被害者等は、直接的な被害を受けた後に、配慮に欠ける対応や誹謗中傷等の二次被害により傷つき、人との関わりを恐れるようになり日常生活を送っている地域社会の中で孤立することがあります。

このような事態を防ぎ、犯罪被害者等が再び平穏な生活を取り戻すためには、市民が二次被害について正しく理解し、適切な配慮を行うことが必要となります。

そのため、既存の条を改正し、市が二次被害の発生防止の重要性等について市民の理解を深められるよう啓発活動等を行うことを新たに盛り込むこととします。

## 2-2 事業者に関する定義、責務についての努力義務を新たに加えます。

事業者と犯罪被害者等の関わりとして、「事業活動の中で犯罪被害者等に接する場合」や「従業員が犯罪被害者等になった場合」等が想定されます。そのような場合に、二次被害を生じさせることのないよう十分な配慮が求められます。

犯罪被害者等は、受診や転居などの各種手続をはじめ、日常生活を送る上で様々な事業者と関わります。その際に、犯罪被害者等は、周囲に人がいる窓口などで被害状況などの説明を求められたり、担当部署や担当者ごとに被害状況の説明を繰り返し求められたりするなどの配慮に欠ける対応によって二次被害を受ける可能性があります。そのため事業者には、本人の申し出や報道等により、事業者がその被害の事実を認識した段階で、犯罪被害者等に対し、プライバシーの配慮や手続の柔軟な対応等、場面に応じた配慮を行うことが求められます。

また、犯罪被害者等は、犯罪等の被害による心身への影響や裁判手続への対応等、様々な要因によって仕事を休まざるを得なくなることや働き続けることができなくなることもあります。事業者には、犯罪被害者等になった従業員が必要な時に休暇を取得でき、かつ、就労を継続することができるように職場環境を整備するほか、職場での人間関係について配慮することなどの役割が期待されます。

そのため、事業者についての定義規定を設けるとともに、事業者の努力義務として、次の内容を新たに盛り込みます。

- (1) 事業者は、事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮すること。
- (2) 事業者は、その雇用する従業員が犯罪被害者等となったときは、当該従業員が安心して暮らすために、裁判手続への対応や、医療機関への受診、転居等の生活の再建に関わる手続など必要な手続に適切に関与することができるよう、その就労の継続、休暇の取得その他の適切な配慮を行うよう努めること。

## 2-3 市内に住所を有しない犯罪被害者等への支援についてを新たに加えます。

本市で犯罪被害にあったものの、本市内に住所を有していない犯罪被害者等に対しても、適切な支援を受けることができるよう、住所を有する地方公共団体の犯罪被害者等施策担当部署又は総合的対応窓口につなぐなどの連携・協力をし、必要な情報の提供や助言等を行うこととします。

## 3 今後のスケジュール（予定）

令和8年7月	条例の一部改正（素案）の考え方に係るパブリックコメント手続
～8月	実施
9月	パブリックコメント手続の意見に対する回答公表
12月	令和8年第4回市議会定例会に条例改正案を提出
令和9年1月	改正条例公布、施行

○茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例

平成27年9月30日

条例第47号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民の責務を定めるとともに、犯罪被害者等の支援のための基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穩な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況、日常生活への影響その他の事情に応じて適切に、途切れることなく行われるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、実施する責務を有する。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるようにするため、国、県その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体（以下「関係機関等」という。）との連携協力を努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、犯罪被害者等の置かれている状況等についての理解を深め、犯罪被害者等が地域社会で孤立しないよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようになるため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第7条 市は、犯罪被害者等の生活の安定に資するため、犯罪被害者等に対し、見舞金を支給するものとする。

(住居確保の支援)

第8条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の住居の確保を支援するため、転居に要する費用の援助その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第9条 市は、犯罪等の被害により日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等を支援するため、家事、保育、介護等の援助その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市民への啓発活動等)

第10条 市は、犯罪被害者等が地域社会で孤立することがないようにするため、犯罪被害者等の置かれている状況、抱えている問題等について市民の理解を深めるよう、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(犯罪被害者の支援に取り組む者に対する研修等)

第11条 市は、犯罪被害者等が適切な支援を受けられるようにするため、犯罪被害者等の支援に取り組む者に対し、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体等に対する情報提供)

第12条 市は、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体に対し、情報の提供を行うものとする。

(意見の聴取)

第13条 市は、犯罪被害者等が適切に支援を受けられるようにするため、犯罪被害者等及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体から意見を聴き、施策に反映させるよう努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年11月25日から施行する。